

土岐市・瑞浪市病院事業一部事務組合設立準備会運営要綱

令和2年7月15日決裁

(趣旨)

第1条 この準備会は、土岐市、瑞浪市（以下「構成団体」という。）が病院事業のため新たに設置する（仮称）土岐市・瑞浪市病院事業一部事務組合（以下「組合」という。）設立のために必要な事項を協議することを目的とする。

(設置期間)

第2条 準備会の設置期間は、本要綱の施行日から組合の設立までとし、組合設立をもって、解散する。

(協議事項)

第3条 準備会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 組合の名称
- (2) 組合の共同処理する事務
- (3) 組合の事務所の位置
- (4) 組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- (5) 組合の執行機関の組織及び選任の方法
- (6) 組合の経費の支弁の方法
- (7) 組合の設立当初より整備する必要のある条例案、規則案等
- (8) その他組合の設立に必要な事項

(委員)

第4条 準備会は、次に掲げる委員により組織する。

- (1) 土岐市副市長、所管理事及び所管部長
- (2) 瑞浪市副市長、所管理事及び所管部長
- (3) 地域医療に関わる有識者

(座長)

第5条 準備会には、委員の互選により座長を置く。

2 座長は、準備会を代表し、会務を総理する。

3 座長は、必要があると認めた時は、オブザーバーの出席を求めることがある。

(作業部会)

第6条 準備会で協議する事項について、検討又は調整するため、作業部会を置く。

2 作業部会は、次に掲げる者により構成する。

(1) 土岐市所管理事及び所管部長

(2) 瑞浪市所管理事及び所管部長

(3) J A 岐阜厚生連所管理事及び東濃中部医療センター事務局長

3 作業部会は、必要があると認めた時は、オブザーバーの出席を求めることができる。

(準備会の事務局)

第7条 準備会に関する庶務は、土岐市市長公室政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営について必要な事項は、委員が協議して決定する。

附 則

1 この要綱は、決裁日から施行する。

病院事業一部事務組合設立準備会 委員

○委 員

瑞浪市	副 市 長	勝 康弘	
	理 事	石田 智久	
総務部	部 長	正村 和英	
民生部	部 長	加藤 誠二	
土岐市	副 市 長	鶴見 直人	
	理 事	水野 龍雄	
市長公室	室 長	林 洋昭	
総務部	部 長	下原 孝一	
健康福祉部	部 長	可知 路博	
有識者 東濃中部医療センター	センター長	塚本 英人	
土岐医師会	会 長	勝股 真人	
J A岐阜厚生連	常務理事	谷口 直樹	
理事兼東濃中部医療センター事務局長		可児 道宏	

以上 13名

○事務局

土岐市 市長公室 政策推進課	課 長	熊崎 直美	
	主 幹	金子 直哉	

以上 2名

病院事業一部事務組合設立準備会 作業部会

○メンバー

瑞浪市	理 事	石田 智久	
総務部	部 長	正村 和英	
民生部	部 長	加藤 誠二	
土岐市	理 事	水野 龍雄	
市長公室	室 長	林 洋昭	
総務部	部 長	下原 孝一	
健康福祉部	部 長	可知 路博	
J A岐阜厚生連	常務理事	谷口 直樹	
理事兼東濃中部医療センター事務局長		可児 道宏	

以上9名

○事務局

土岐市 市長公室 政策推進課	課 長	熊崎 直美	
市長公室 政策推進課	主 幹	金子 直哉	

以上2名